

川崎市社会的養護自立支援拠点事業実施要綱

令和6年11月7日

6川こ児第3768号

市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）に基づき、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童自立生活援助事業所、乳児院、里親及びファミリーホーム（以下「児童養護施設等」という。）へ措置入所させた者等に対し、社会的養護自立支援拠点事業の実施について（令和6年3月30日こ支家第183号）に基づき実施する川崎市社会的養護自立支援拠点事業（以下「本事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(事業者)

第2条 本事業は川崎市が適切に運営を行うことができると認めた事業者に委託して実施するものとする。

(実施体制)

第3条 本事業の実施に当たっては、次の各号に掲げる者を配置するものとする。

- (1) 支援コーディネーター（管理者）
- (2) 生活相談支援員
- (3) 就労相談支援員

(支援コーディネーターの要件)

第4条 支援コーディネーター（管理者）は、事業所の適切な運営を管理するほか、対象者の将来の自立に向けて、支援計画の策定やその他支援全体を統括する者であり、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者
- (2) 児童福祉事業又は社会福祉事業に通算5年以上従事した者
- (3) 本市が、本条の第1項第1号又は本条の第1項第2号に該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者

(生活相談員の要件)

第5条 生活相談員は、居住、家庭、交友関係、将来に係る不安等に関する相談その他必要に応じた適切な支援を行う者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 児童福祉施設の整備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生労働省令第 63 号）第 43 条各号のいずれかに該当する者
- (2) 本市が、前号に該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者

（就労相談支援員の要件）

第 6 条 就労相談支援員は、適切な相談・助言や情報の提供等により就労相談その他必要な支援を行う者であって、本市が適当と認める者とする。

（対象者）

第 7 条 本事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本市児童相談所長の措置により児童福祉施設等に入所している者（法第 33 条に規定する一時保護を行われているもの及び措置が停止されている場合を含む。）
 - (2) 本市児童相談所長の措置により入所していた児童福祉施設等を退所した者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者のうち、本市が支援を行うことが必要と判断したものも本事業の対象とする。
- (1) 本市福祉事務所長の決定により母子生活支援施設に入所している者
 - (2) 本市福祉事務所長の決定により入所していた母子生活支援施設を退所した者
 - (3) 法第 26 条第 1 項第 2 号又は第 27 条第 1 項第 2 号に規定される指導が行われていた者及び虐待経験がありながらも公的支援につながらなかった者（以下「虐待経験者」という。）

（事業内容）

第 8 条 本事業の内容は、次の各号に定めるところにより実施する。

- (1) 第 7 条第 1 項第 1 号及び同条第 2 項第 1 号に規定する者のうち義務教育を終了した児童等への自立に向けた相談支援（以下「入所児童相談支援」という。）
- (2) 第 7 条第 1 項第 2 号及び同条第 2 項第 2 号に規定する者のうち義務教育を終了した児童等への自立した生活の継続のための相談支援（以下「退所者相談支援」という。）
- (3) 第 7 条第 2 項第 3 号に規定する者のうち義務教育を終了した児童等への相談支援（以下「虐待経験者相談支援」という。）

（入所児童相談支援の実施内容）

第 9 条 入所児童相談支援の実施内容は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 意見交換や情報交換を行うことができる相互交流の場の提供
- (2) 入所児童のうち義務教育終了後の児童に係る支援計画の作成
- (3) 支援計画に基づく支援
- (4) 自立のために必要な情報の提供等

- (5) 自立に向けた生活に関する相談支援
- (6) 就労先となる職場の開拓及び就労に向けた相談支援
- (7) その他対象者の自立に向けて必要な相談支援

(入所児童相談支援の実施期間)

第10条 入所児童相談支援は、措置解除の日まで支援を実施するものとする。

- 2 入所児童相談支援を受けている者が別の児童福祉施設等に措置変更された場合についても、関係機関が適切に連携を図りながら支援を継続するものとする。
- 3 入所児童相談支援を受けている者が法第33条第1項に規定する一時保護を実施された場合についても、措置解除となるまで関係機関が適切に連携を図りながら支援を継続するものとする。

(入所児童相談支援の実施方法)

第11条 入所児童相談支援は、市内に相談窓口を設置し実施するほか、必要に応じ、対象者が措置されている児童福祉施設等において実施するものとする。

(退所者相談支援の実施内容)

第12条 退所者相談支援の実施内容は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 意見交換や情報交換を行うことができる相互交流の場の提供
- (2) 退所者の状況の定期的な確認及び支援計画の作成
- (3) 退所者に必要な情報の提供等
- (4) 退所した後の生活に関する相談支援
- (5) 退所した後の就労継続等に関する相談支援
- (6) 退所した後に就労を希望する者への相談支援
- (7) その他対象者が自立した生活を継続するために必要な相談支援

(退所者相談支援の実施期間)

第13条 退所者相談支援の実施期間は、措置又は一時保護の解除日の翌日から原則5年間とする。ただし、本市が必要と判断した場合実施期間を延長できるものとする。

(退所者相談支援の実施方法)

第14条 退所者相談支援は、市内に相談窓口を設置し実施するほか、必要に応じ、児童福祉施設等において実施するものとする。

(虐待経験者相談支援の実施内容)

第 15 条 虐待経験者相談支援の実施内容は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 意見交換や情報交換を行うことができる相互交流の場の提供
- (2) 虐待経験者の状況の定期的な確認及び継続支援計画の作成
- (3) 継続支援計画に基づく支援
- (4) 自立のために必要な情報の提供等
- (5) 自立に向けた生活に関する相談支援
- (6) 就労を希望するものに向けた相談支援
- (7) その他対象者の自立に向けて必要な相談支援

(虐待経験者相談支援の実施期間)

第 16 条 虐待経験者相談支援の実施期間は、相談日から原則 5 年間とする。ただし本市が必要と判断した場合実施期間を延長できるものとする。

(虐待経験者相談支援の実施方法)

第 17 条 虐待経験者相談支援は、市内に相談窓口を設置し実施する。

(その他)

第 18 条 この要綱に規定するもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、こども未来局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 6 年 11 月 7 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 2 本事業の対象者は、第 7 条に規定する者のほか、令和 6 年 4 月 1 日以前に平成 29 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 10 号「社会的養護自立支援事業等の実施について」の別紙 1「社会的養護自立支援事業実施要綱」において実施する生活相談支援を受けていた者であって、引き続き本市が支援を行うことが必要と判断したものを対象者とする。